

令和 2 年度決算に基づく  
健全化判断比率及び資金不足比率  
審 査 意 見 書

あま市監査委員



3 あ 監 第 19 号

令和3年8月17日

あま市長 村上浩司様

あま市監査委員 横橋俊一

あま市監査委員 柏原功

令和2年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の審査  
意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により審査に付された令和2年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果、別紙のとおりその意見を提出します。



# 令和 2 年 度 決 算 に 基 づ く 健全化判断比率及び資金不足比率審査意見

## 第 1 基準に準拠している旨

監査委員は、あま市監査基準（令和 2 年あま市監査委員告示第 1 号）に準拠して審査を実施した。

## 第 2 監査等の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 1 9 年法律第 9 4 号）第 3 条第 1 項及び第 2 2 条第 1 項の規定による健全化判断比率等審査

## 第 3 審査の対象

- 1 健全化判断比率
  - (1) 実質赤字比率
  - (2) 連結実質赤字比率
  - (3) 実質公債費比率
  - (4) 将来負担比率
- 2 資金不足比率
  - (1) 水道事業会計資金不足比率
  - (2) 簡易水道事業会計資金不足比率
  - (3) 下水道事業会計資金不足比率
  - (4) 病院事業会計資金不足比率

## 第 4 審査の着眼点及び実施内容

健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、正確であるかどうかを主眼として、関係諸帳簿及び証拠書類等と照合し、併せて主管課から説明を聴取して審査を実施した。

## 第 5 審査の実施期間

令和 3 年 7 月 3 0 日から同年 8 月 3 日まで

## 第 6 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令に準拠して適正に作成されているものと認められた。

# 健全化判断比率審査意見

## 1 健全化判断比率

### (1) 実質赤字比率

#### ① 指 標

令和2年度 A	令和元年度 B	対前年度比 A - B	早期健全化基準	財政再生基準
— %	— %	— ポイント	12.57 %	20.00 %

※ 一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率である。

#### ② 指標の算出

$$\frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100 = \frac{\Delta 569,962 \text{千円}}{18,424,835 \text{千円}} \times 100 = \Delta 3.09\%$$

※ 実質収支が黒字であるため、「実質赤字額」及び「実質赤字比率」は、負の値で表示している。

#### ③ 意 見

一般会計等実質収支額は569,962千円の黒字であり、実質赤字比率は算定されず、健全な財政状況にある。

### (2) 連結実質赤字比率

#### ① 指 標

令和2年度 A	令和元年度 B	対前年度比 A - B	早期健全化基準	財政再生基準
— %	— %	— ポイント	17.57 %	30.00 %

※ 全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率である。

#### ② 指標の算出

$$\frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100 = \frac{\Delta 2,060,462 \text{千円}}{18,424,835 \text{千円}} \times 100 = \Delta 11.18\%$$

※ 実質収支が黒字であるため、「連結実質赤字額」及び「連結実質赤字比率」は、負の値で表示している。

#### ③ 意 見

連結実質収支額は2,060,462千円の黒字であり、連結実質赤字比率は算定されず、健全な財政状況にある。

### (3) 実質公債費比率

#### ① 指 標

令和2年度 A	令和元年度 B	対前年度比 A - B	早期健全化基準	財政再生基準
6.2	6.8	△ 0.6	25.0	35.0

※ 一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率（3か年平均）である。

#### ② 指標の算出

（地方債の元利償還金＋準元利償還金）－

（特定財源＋元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）

標準財政規模 －（元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額） × 100

[平成30年度]

$$= \frac{(2,113,604千円 + 784,566千円) - (0千円 + 1,858,710千円)}{(17,900,187千円 - 1,858,710千円)} \times 100 = 6.47982\%$$

[令和元年度]

$$= \frac{(2,021,583千円 + 769,673千円) - (0千円 + 1,829,189千円)}{(17,897,477千円 - 1,829,189千円)} \times 100 = 5.98736\%$$

[令和2年度]

$$= \frac{(2,061,021千円 + 842,930千円) - (0千円 + 1,849,824千円)}{(18,424,835千円 - 1,849,824千円)} \times 100 = 6.35973\%$$

[3か年平均]

$$\frac{6.47982\% + 5.98736\% + 6.35973\%}{3} = 6.2\%$$

#### ③ 意 見

実質公債費比率は6.2%で、これは過去3か年の平均数値であり、令和元年度と比較して0.6ポイント減少している。

令和2年度において減少した主な要因としては、算定上の分母となる標準財政規模が大きくなったことにより令和元年度と比較して減少したことによるものである。

数値については、早期健全化基準の25.0%を下回っており、健全な財政状況にある。

(4) 将来負担比率

① 指 標

令和2年度 A	令和元年度 B	対前年度比 A - B ポイント	早期健全化基準	財政再生基準
40.2 %	27.2 %	13.0	350.0 %	

※ 公営企業や出資法人等を含めた一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率である。

② 指標の算出

$$\frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \frac{\text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額}}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})} \times 100}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})} \times 100$$

$$= \frac{39,479,266 \text{千円} - (7,124,268 \text{千円} + 0 \text{千円} + 25,684,665 \text{千円})}{(18,424,835 \text{千円} - 1,849,824 \text{千円})} \times 100 = 40.2\%$$

③ 意 見

将来負担比率は40.2%で、令和元年度と比較して13.0ポイント増加している。

令和2年度において増加した要因は、新庁舎整備事業債や新庁舎周辺道路等整備事業債などを新規発行したことにより地方債の現在高が増加したこと、五条広域事務組合が斎場整備に係る地方債を新規発行したことにより元金償還に充てる市の負担等見込額が増加したこと、また、五条広域事務組合の斎場整備に対する負担金の財源として財政調整基金を取り崩したことによるものである。その結果、令和元年度と比較して、算定上の分子となる将来負担額が増加するとともに充当可能基金額が減少したことによるものである。

数値については、早期健全化基準の350.0%を下回っており、健全な財政状況にある。

1-1 是正改善を要する事項

健全化判断比率の指標である実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率のいずれの指標においても、早期健全化基準に触れることなく良好な状態にあると認められ、特に指摘すべき事項はない。



# 資金不足比率審査意見

## 2 資金不足比率

### ① 指標

会計名 / 区分	令和2年度	令和元年度	経営健全化基準
水道事業会計	— %	— %	20.0 %
簡易水道事業会計	—	—	20.0
下水道事業会計	—	—	20.0
病院事業会計	—	—	20.0

※ 公営企業会計ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率である。

### ② 指標の算出

$$\frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}} \times 100$$

[水道事業会計]

$$= \frac{\Delta 658,455 \text{千円}}{638,634 \text{千円}} \times 100 = \Delta 103.1\%$$

[簡易水道事業会計]

$$= \frac{\Delta 14,019 \text{千円}}{17,257 \text{千円}} \times 100 = \Delta 81.2\%$$

[下水道事業会計]

$$= \frac{\Delta 226,254 \text{千円}}{239,340 \text{千円}} \times 100 = \Delta 94.5\%$$

[病院事業会計]

$$= \frac{\Delta 307,446 \text{千円}}{119,093 \text{千円}} \times 100 = \Delta 258.2\%$$

※ 資金剰余であるため、「資金の不足額」及び「資金不足比率」は、負の値で表示している。

### ③ 意見

各会計とも資金の不足額はなく、資金不足比率は算定されず、健全な財政状況にある。

## 2-1 是正改善を要する事項

資金の不足額はなく、資金不足比率は算定されなかった。

したがって、経営健全化基準に触れることなく良好な状態にあると認められ、特に指摘すべき事項はない。

